

平成21年度 第2回 新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会

1 開催日時 平成22年1月15日（金）13：30～14：54

2 開催場所 市役所3階 応接会議室

3 出席者

委員：秦会長、山内副会長、有吉委員、石川委員、片岡委員、鴻上委員、坂上委員、

佐藤委員、績木委員、平田淳子委員、平田ヤエ子委員、藤田委員、吉田委員

事務局：福祉部 部長 近藤、総括次長兼介護福祉課長 神野

地域包括支援センター 所長 曽我部、介護福祉課 副課長 加藤、係長 山本、
係長 近藤

傍聴者：0人

4 会議内容 (1) 会長、副会長の選出について

(2) 介護保険施設の増床整備について

(3) その他

5 議事録

部長	<p>新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日は、昨年の委員の改選後初めての会議でございますが、新しく委員を引き受けていただいた皆様方、あるいは従来から引き続き委員をお引き受けいただいている皆様方、大変お忙しいところをお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>本市におきましては、介護保険事業を包含した高齢者福祉に関する総合的な計画として、新居浜市高齢者福祉計画を策定し、地域における高齢者を支える仕組みづくりに取り組んでおりまして、現在の新居浜市高齢者福祉計画2009は、平成21年度から3か年の本市介護保険事業及び高齢者福祉事業の方向性を示す計画として策定し、その具体的な施策を推進しているところでございます。本日は、国の経済危機対策を踏まえた介護基盤の整備方針について審議をしていただく予定でございますが、忌憚なくご議論いただき、今後、本市が取り組まなければならない課題を明らかにしていただければありがたいと考えております。そして、それらの課題を整理しながら、これからの中介護保険事業及び高齢者福祉事業の方向性を模索していくことが重要であると考えております。</p> <p>委員の皆様方には、今後も引き続き格段のご協力を願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。</p>
----	---

事務局	<p>本日ご出席の委員の皆様は、昨年9月1日から、3年間の任期で就任していただきましたが、本日は、改選後初めて開催される会議となりますので、推進協議会設置要綱第5条により、委員の互選により会長、副会長が選出されるまでの間、介護福祉課長の神野が会議の進行を務めさせていただきます。</p>
課 長	<p>みなさん、こんにちは。 介護福祉課長の神野でございます。 会長が選出されるまでの間、会議の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。 議事に入ります前に、本日、ご出席の委員の皆様をご紹介申し上げます。 資料の名簿の順にご紹介申し上げますので、どうぞ着席のままでお願ひいたします。</p>
	<p>《名簿の順に紹介》</p>
	<p>続きまして、事務局職員の紹介をいたします。</p>
	<p>《職員自己紹介》</p>
課 長	<p>推進協議会設置要綱第6条により、委員数15人に対し出席委員13人で、本日の会議は、成立要件であります過半数以上の出席を満たしておりますことをご報告いたします。</p>
	<p>それでは、議題の（1）会長、副会長の選出に移らせていただきます。 推進協議会設置要綱第5条により、会長及び副会長は委員の中から互選することとなっております。 どなたか、ご推薦いただけますでしょうか。</p>
	<p>（「事務局一任」の声あり）</p>
委 員	<p>事務局一任の声がありましたが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。</p>
	<p>（拍手）</p>
事務局	<p>それでは、事務局より提案させていただきます。 会長は、前副会長の、新居浜市食生活改善推進協議会会长の秦榮子様に、副会長は、新居浜市医師会理事の山内保生様にお願いしたいと存じます。</p>
課 長	<p>ただいま、事務局から、会長は、新居浜市食生活改善推進協議会会长の秦榮子様に、副会長は新居浜市医師会理事の山内保生様にお願いしたいとの提案がありましたが、</p>

	いかがでございましょうか。
課長	(「異議なし」の声あり) ありがとうございます。皆様方のご賛同をいただきまして、会長に秦榮子様、副会長に山内保生様が選出されました。それでは、会長、副会長、恐れ入りますが、前の席への移動をお願いいたします。 《席移動》
課長	それでは、秦会長、山内副会長就任のご挨拶をお願いいたします。
会長	みなさん、こんにちは。ただいまご推薦いただきました秦でございます。どなた様をお見受けしても立派な方々ばかりでございますのに、未熟な私が選ばれましたことを大変不安に思っております。世の中は、大きな変革の時代でございまして、私も昨日12日から13日、14日と東京の永田町で厚生労働副大臣他議員の先生方とお会いしました。福祉に関しては前途多難なようでございますが、皆様ご存じのように予算も色々組まれているようでございますが、なかなか思うようにならないのが現状でございます。ただ行政の先生方やご立派な副会長様ほかの皆様にご理解頂いて少しでも明るい新居浜市を創るために、また福祉が少しでも一歩前進するために、明るい新居浜市を創るよう、委員になられました皆様と共にこの任期中は責務にまい進して参りたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。
副会長	新居浜市医師会の山内でございます。よろしくお願ひいたします。先ほど会長もおっしゃられていたように、高齢者福祉に関しては、現在非常に流動的な状態でございまして、先の読めない現状でございます。皆様のお知恵をお借りいたしまして、新居浜市が良くなるように努めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。
課長	ありがとうございました。では、これから議事進行につきましては、秦会長にお願いいたします。
会長	それでは、お手元の資料に基づきまして議事に入りますが、委員の皆様の忌憚のないご意見を十分にお願い申し上げます。介護保険施設の増床整備について事務局から説明をお願いいたします。
事務局	資料に基づきまして、介護保険施設の増床整備について事務局から説明をいたします。まず、資料1の「国の経済危機対策を踏まえた介護基盤の整備方針について」という資料は、昨年の10月30日付けで愛媛県の長寿介護課から提示のあった資料で

ございます。1番、国の介護基盤緊急整備方針でございますが、これは昨年5月28日に示されたものです。経済危機対策の一環としての介護に関する機能強化・雇用創出を図る観点から「第4期介護保険事業支援計画」平成21年度から平成23年度の3か年計画でございますが、その期間内において 国の方針の基に介護基盤の整備を促進するというものでございます。

1点目といたしまして、特別養護老人ホームなどの介護施設整備量、これは広域型施設、地域密着型サービスを含みますが、1年分の上乗せということでございます。現行12万人、全国規模で12万人そのうちの三分の一を増して、16万人分にするということです。2点目は、今回の上乗せ分4万人増については施設整備に係る国目標値、平成26年度に37パーセント以下、いわゆる参酌標準といわれるもので、要介護2から要介護5の37パーセントの数字には縛られないこととなっております。3点目は、経営の効率化の観点から既存の広域型特別養護老人ホームの増床も積極的に検討することと示されました。

次のページの資料2ですが、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議、厚生労働省の老健局が、介護保険あるいは高齢者保健施策を説明する全国的な会議でございます。その中の資料として、2月19日に行われました会議で特別養護老人ホームの整備についてというのがございます。介護報酬改定に際して実施した介護事業経営実態調査によりますと、定員31人から50人の特別養護老人ホームの収支差率はマイナス8パーセントである半面、定員51人から80人の特別養護老人ホームの収支差率はプラス6.2パーセントとなっております。このような考えに則ったうえで、各都道府県等における施設等の整備計画の立案・執行に当たっては、介護事業経営実態調査で見られたような規模別の経営状況を踏まえ、地域の介護体制の安定化、さらには介護保険財政の合理化等の観点から、既存の特別養護老人ホームの増床による対応も含め、経営の効率性も考慮の上検討されるよう申し添えるというものでございます。

5月28日の会議では、経営効率に配慮した整備についてということで、繰り返しになりますが、「既存の特別養護老人ホームの増床による対応について、積極的に検討されたい。」とあります。

資料の1にお戻りください。こうした国の方針を受けまして、愛媛県の対応方針が2番でございます。これは10月30日に市町に対して示されました。今回の緊急整備が、あくまで経済危機対策に係る特別措置であるという点に鑑み、「第4期計画の別枠」と位置付けたうえで、第4期計画における県内の施設整備計画相当数の3分の1相当を上限とし上乗せ整備をするというものです。第4期計画ですが、地域密着型特別養護老人ホームは581床の計画数です。認知症高齢者グループホームは405床になっております。第4期計画におきましては、広域型施設の新設あるいは増設は認めませんという県の意向でしたので、こういう形になりました。3分の1に相当いたします、特別養護老人ホームについては192床、グループホームについては135床上乗せすることになりました。次の(2)ですが、地域密着型特別養護老人

ホームの上乗せ整備分 192 床については、国の方針等を踏まえた「例外的対応」として、広域型施設（特別養護老人ホーム 老人保健施設）の整備も含めるとしております。ですから当初の県の原則論からは少し変わってきたことになります。その条件でございますが、1点目は、施設整備費の補助は行いませんということ。2点目は、新設は認めないで既存施設の増床に限定するということ。増床数は1施設30床以内とすること。3点目は、原則として「個室・ユニット型」に限定するということ。4点目は、施設所在地の長が、第4期介護保険事業計画や介護保険料への影響等を理由として上乗せ整備に反対する場合は、当該整備を認めないとということです。

資料3をご覧ください。こうした県の基本方針を受けまして、市の対応についてですが、地域密着型特別養護老人ホームにつきましては、581床ということになりますが、うち新居浜市の整備数 174 床でございます。全県の30パーセントの整備数が新居浜市ということです。認知症高齢者グループホームにつきましては、405床の計画うち、216床が新居浜市の整備計画で、全県の53パーセントを占める計画数です。

これらの点を考慮いたしまして、市の対応方針でございますが、「第4期計画における施設整備については、計画策定に当たり給付と負担のバランスを考慮しながら可能な限り増設するよう計画しているが、将来に対する投資という観点から、広域型施設の整備に関して、今回の例外的対応として認められる道が拓けたことから、事業者の意向を確認し要望がある場合は、新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会の意見を聞いたうえで、市の整備方針を決定し協議書を提出したい。なお、複数の要望があつた場合は、市としての推薦順位はつけず、県の決定に委ねたい。なお、第4期計画の地域密着型特別養護老人ホーム枠に内定している事業者が5法人ございますが、この法人が広域型施設整備に変更したい意向がある場合は、変更を認める。」ということを昨年の11月10日に、該当の6法人に説明をいたしました。

昨年12月末にその要望を取りまとめたものが資料4でございます。

要望がありましたのが特別養護老人ホーム4施設、老人保健施設2施設でございます。この順番はあくまで申請順です。要点を説明いたします。

まず、特別養護老人ホームハートランド三恵は、運営法人が社会福祉法人三恵会、定員50人で30人の増床、運用開始予定は平成23年5月です。入所申込者数、いわゆる入所待機者数は、昨年の7月1日現在の数でございますが、357人となっております。面積、目的効果については省略いたします。特記事項でございますが、①は、運営法人の行っている掲載の施設以外の施設・居住系サービス（特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム）の人数を書いております。②は、地理的な条件を示しております。③は、広域型施設ということで、幹線道路からのアクセスを参考に示しております。④は、その他です。

ハートランド三恵につきましては、①特別養護老人ホームが120人、老人保健施設が100人となっております。②地理的条件といたしまして土砂災害防止法における警戒区域ということになっております。ただし、この警戒区域でございますが、建

築物に対します法的な規制はかかりませんが、警戒避難体制の整備を図る区域という位置づけをされております。アクセスは国道11号線から2分でございます。

おくらの里は、社会福祉法人常美会、定員が60人、増床数が30人、運用開始予定平成23年4月、入所申込者数194人です。面積・目的・効果は、省略いたします。特記事項①②はありません。1法人1施設という形態です。国道11号線から4分のアクセスとなります。

次に、アソカ園は、社会福祉法人すいよう会、定員が50人、増床数10人、運用開始予定平成23年10月、入所申込者数262人です。面積・目的・効果は省略いたします。特記事項①グループホームが1ユニット9人です。②地理的条件といたしまして、土砂災害防止法における警戒区域という指定をされております。③アクセスは、県道多喜浜泉川線から2分です。

次に、豊園荘は、社団福祉法人はぴねす福祉会、定員80人、増床数10人、運用開始予定が平成22年4月、入所申込者数595人、増床面積は0m²となっておりますが、これは短期入所生活介護事業所（ショートステイ）の10床を特別養護老人ホームに転換したいということです。現在20床のショートステイがございますが、そのうちの10床を特別養護老人ホームに転換をしようという計画でございます。特記事項ですが、特別養護老人ホーム70人、老人保健施設が2施設160人、グループホーム27人となっております。②はありません。アクセスですが、国道11号線から1分です。④ショートステイを転換するという協議内容でございます。

次に、老人保健施設です。はぴねすケアセンターは、社会福祉法人はぴねす福祉会、定員60人、増床数20人、運用開始予定が平成24年4月、入所申込者数412人、増床面積が0m²となっておりますが、建て替えに合わせて増床したいという協議内容で、設計ができておりませんので不明ということでございます。目的・効果は省略いたします。特記事項は、①特別養護老人ホーム2施設150人、老人保健施設100人、グループホーム27人です。③アクセスは、移転予定地は、橋中央通りから1分です。④建て替えに合わせて増床という内容です。

最後に、ふなき久和園は、医療法人社団久和会、定員80人、増床数20人、運用開始予定平成24年3月、入所申込者数105人です。増床面積が0m²となっていますのは、この施設については、他の部屋を転用するという形をとりたいという協議内容で、面積的には変わらないということです。目的・効果は省略いたします。特記事項は、①グループホーム18人です。③アクセスは、新居浜インターチェンジから2分です。④原則、個室ユニット型ですが、この施設については多床室での整備という協議内容でございます。

以上が、協議内容でございますが、この後の作業といたしまして、新居浜市が作成する意見書を添えて、県に協議書を提出いたします。その意見書中で、増床の可否の判断を求められております。

事務局の案といたしましては、ハートランド三恵、おくらの里、アソカ園につきましては、特段問題ないと判断いたします。豊園荘については、ショートステイを転

	<p>換するという内容ですが、現在一時使用の部屋をフルタイムの活用をするということになります。現実は、ショートステイの部屋が少なくなりますが、有効活用という観点から、事務局としては可としたいと考えております。</p> <p>はびねすケアセンターについては、建て替えに合わせて、平成24年4月ということで、厳密にいえば第4期計画は、平成24年の3月までですが、今回の増床が第5期の前倒しという観点ですので、1か月後にはなりますが、可としたいと考えております。物理的には既存施設の増床ではありませんが、同一施設の増床ということで可としたいと考えております。</p> <p>ふなき久和園につきましては、原則、個室ユニット型ですが、この施設での個室ユニット化が困難であるという施設の実情を踏まえまして、ユニット型以外の施設を含めて整備をするという判断をいただきたいということから、可としたいと考えております。</p> <p>以上、新居浜市の意見書を添えた協議書が今後県にあげられますと、その後の選定方法といたしまして、県では、20市町の施設の整備状況、あるいは待機者の状況等を踏まえて、全県的な見地から市町ごとの施設の整備枠を決定する。そうしたうえで192床ということでございますので、全て採択ということにはなりませんが、192床に縛られてくるということあります。単純に申し上げますと、30床で192床を割りますと6あるいは7ということになります。6、7市町が採択されることになります。新居浜市として推薦順位は付けないという方針を持っておりますので、協議書の中身については、県において順位を決定していただきたいと考えております。</p> <p>以上が、本日皆様方に提示いたしました、介護保険の増床整備についての説明でございます。</p>
会長	ありがとうございました。ただいま事務局からご説明がございましたが、どなた様からでもご質問を承りたいと思います。
委員	ショートステイの転換がありますが、市内でショートステイが減ると、利用したい時に利用できなくなりますが、そのあたりは考えていますか。
事務局	ショートステイの問題ですが、現在、市内でショートステイは114床ございます。もし仮に豊園荘が10床を転換したとすれば、10床減りますから結果的に104床になります。昨年来ご議論いただきました高齢者福祉計画（介護保険事業計画）の中で、ショートステイの必要量を見込んでいますが、104床になった時に、その数量を満たせるのかということがございますが、その104床を100パーセント活用できれば数量的には賄えることになります。あくまで、数字上、理論上のことでございます。
委員	余っていればよいですが、今、ショートステイであっても、特別養護老人ホームの

	待機者がほとんど使っていて、空いていないと聞いています。申し込んでも預かってもらえなかっただということも聞きました。何処かの施設が余っているのかもしれないですが、そういうことはどうでしょうか。
事務局	ショートステイが、施設入所待機者に使われていることがあるのは現実問題です。ショートステイを申し込んでもすぐに利用できないことも現実にはあると思います。ただ施設にとっては空ベッドの利用となります。我々としては、もう少しショートステイの整備は必要かなと感じています。
委 員	現実的に待機者が使用している現状があり、申し込みに対応できていないこともあるなか、特別養護老人ホームに回してしまったらもっと少なくなるのではないでないでしょうか。一時的に市のほうで預かってもらえる施設を考えていただいているのならよいのですが、ショートステイを減らす結果になるのは疑問に思います。
事務局	本日の会議は皆さんのご意見を伺うことが趣旨でございますので、ご意見を承っておきます。
会 長	よろしいでしょうか。
委 員	関連ですが、昨年7月の資料では、ショートステイの利用が伸びています。利用が伸びているのになぜショートステイを減らすのか。この法人は、地域密着型小規模特別養護老人ホームでショートステイを減らしているわけです。そうなると40床近くのショートステイが減るわけです。片一方でショートステイが必要という数字が出ているのになぜ行政として正反対のことをするのか疑問です。
委 員	同じことになりますが、高齢者福祉計画2009の59ページに「ショートステイ等の利用増加を見込み、必要量の確保に努めます。」と書いてあることと矛盾して、増床を可とするのは疑問です。
事務局	ショートステイの重要性は理解しています。ショートステイを転換するのはいかがなものかということですが、ショートステイは、あくまでも一時使用ということですので、フルタイムで活用できるという点については、活用時間ということからすれば、問題ないと思います。
委 員	入所待機者が多く、リピータが多いので特別養護老人ホームと同じような使い方ができているから、経営的にそれでいいということなのでしょう。しかし、ショートステイは、本当に困った時、緊急の時に預かってもらうための制度ですから、減らしてよいという発想はおかしいと思います。部屋が空いていても緊急の時に置いて

	おくべきです。
事務局	本日の皆さんのご意見をお伺いいたしまして、最終的に市で検討いたします。そのための貴重な意見として承ります。
会長	各委員さんのご意見を踏まえて、緊急に備えて市で検討するということでよろしいでしょうか。
委員	それでいいですが、ただ、今の段階ですと何かあった時に、ケアマネージャーの力量やその背後にある施設によって変わってくるということがありますので、本当に緊急を要した時や何かあった時には、市が関与してくれる体制があれば、在宅で介護している人や本人さんが助かるのではないかと思います。
会長	貴重なご意見が伺えましたので、かなえられるようにご検討願いたいと思います。他にご意見はありますか。
委員	老人保健施設のふなき久和園のところで多床室とあるのですが、具体的な内容は分かれますか。多床室は4人なのか、2人なのか、部屋数はどうなのか。やはり、今の時代個室・ユニット型があたりまえになっているのに、困難なところでこうせざるをえないということも分かるのですが、入る方達には、費用なども係わってくるのですが、多床室の内容について、どのような内容で提出してきていますか。
事務局	今現在提出されている協議書というのは、A4一枚のもので、具体的な図面等がないのですが、今現在の多床室は2人なのか、4人なのか分からぬですが、同様の形態の部屋ということです。
委員	基本が個室・ユニット型なのに、市の方ではそういうこともご存じなく可とするのは私には理解しかねますが、4人か2人かすごく大きな問題で原則が個室ですよね、それが今明確に分からぬまま、県に可とする意見書を出すのはおかしい。もう少し詳細を見て判断していただけたらと思います。多床室というのは、大きい問題だと思います。
事務局	逆にお伺いしたいのですが、今の時代、多床室で何人までなら、ケアができますか。
委員	原則として、個室・ユニット型とするというのがあって、個室でプライバシーが守れて、籠もりたい時は籠れて、出たい時には出て、みんなと時間を共有するというのが、今の介護のレベル的には良いのではないでしょうか。個室がよいとか、多床室がよいとかよりも、籠れて、出て触れ合うことができるという意味合いで、その

	ために共有スペースがあるわけです。原則は個室で、2人か4人かということではありません。ただ、ご夫婦の場合は2人部屋がとても有効であると思います。
委 員	国も経営者も個室志向ですが、増床面積を増やすことに、多床室を個室にすることは、不可能です。面積を増やすいかぎり不可能です。確認してから意見書を付けて出せるかどうか、再検討していただきたいと思います。
会 長	事務局お答えください。
事務局	承知いたしました。
会 長	他にありませんか。
委 員	多床室、個室の問題ですが、市が指定する地域密着型は個室でなければいけないくなっているのに、同じ新居浜市でやっているのですから、どちらでもよいというのはおかしい。ひとつの方針で対応すればよいのですか。それを原則としてなどということをするから多床室などという問題になってくるのであって、小規模特別養護老人ホーム、グループホームは全部個室で進めている訳ですから、それに準じて今回も進められたらよいと思います。
会 長	事務局お答えください。
事務局	承知いたしました。
委 員	市の上乗せ整備方針の対応方針というのがあります、最後のところに「複数の要望があった場合は、市としての推薦順位はつけず、県の決定に委ねたい。」となっています。これは、県が補助金を出すわけではなく、新居浜市が新居浜市民のために整備していくのに、どうして県に決定権を丸投げしていくのか分からぬ。市が責任をもって決定していいか良いのではないかと思います。
事務局	推薦順位はつけませんが、協議書が出てきて、新居浜市が意見書をつけるに至るまでの比較検討状況は出します。本日の会議の内容も含めまして、比較検討状況を記録したものは出します。
委 員	例えば、先ほどのショートステイ10床を転換するというのは、他の法人さんはご存じなのでしょうか。最初の説明会では、こういうものは一切出てこなかったと記憶しているのですが。

事務局	ショートステイ転換、多床室のような、条件から外れたものが出てくることはあまり想定していませんでした。県の方針は、出てきた協議内容は全て出すということになっているので、市が受け付ける時点で、それは受け付けませんとは言えません。受け付けたものは全て記載することになっています。市で可とするのか不可とするのかということは、市の意見書の中に記載しなければいけません。協議書は、県まで全てあげてくださいということなので、それを門前払いするということにはなりません。
委 員	協議書の中で不可はつけるのですか。
事務局	つけます。
委 員	意見を聞いて決めるのであって、最初に全部が可ということはおかしいと思います。
事務局	事務局としての意見を述べないと、それに対して意見というのはもらえないで、あえて意見を述べています。
委 員	当然協議をして、この資料ができていますよね。ここで委員が発言したから、どうこうなるのはおかしいと思います。協議をしておかしいところは、直したものここに載せないといけないのではないか。
事務局	標題に「協議内容」とあり誤解を生みましたが、各法人からの協議書として提出をうけた内容がこういうものですということです。
委 員	各法人から出てきた協議書の内容ということでしょうが、おかしいところは直してあげないといけないのではないか。例えば、おくらの里の特記事項で、国道11号線から4分というのはおかしいし、豊園荘とはぴねすケアセンターは、同じ法人が経営しているのですが、状況が違うのはなぜですか。同じ数字がないとおかしいではないでしょうか。
事務局	アクセスの時間は、実際に事務局の職員が車に乗って計りました。信号にかかるところは除き、計った時間を記載しました。それから、はぴねす福祉会ですが、豊園荘の欄は豊園荘を除いた施設の人数です。はぴねすケアセンターの欄は、はぴねすケアセンターを除いた、豊園荘も含んだ人数ですから当然違った数字がでてきます。
委 員	おくらの里から4分で行ける道が本当にあるのでしょうか。
事務局	西の端の交差点から、道が拡がっておりますから、車でならば4分で行くことができます。特記事項の部分だけは、事務局で付け加えた内容です。それまでの部分は、

	法人から出てきた協議書の内容です。
会長	その他の意見がありましたらどうぞ。
委員	整備方針として「経済危機対策の一環として 介護に関する機能強化・雇用創出を図る観点」とありますが、この資料を見る限りでは、ハートランド三恵の項目で、15人程度の新規採用見込とありますが、雇用に結び付く数字的なもの、あるいは内容たとえば常勤、非常勤、パートとか分かるもののはありますか。
事務局	当然のことながら、職員の配置基準というのはございますので、増床ということになりますと人数が増えますが、詳しく書かれているハートランド三恵さんのところでは15人程度の記述がございました。他のところは特にはなかったのですが、当然のことながら新規採用は出てくるものと思います。
委員	だいたい、どれくらいが、予想されますか。
事務局	30人の増床ですから、ハートランド三恵で15人程度ですから、そのくらいではないでしょうか。
委員	分かりました。
会長	その他にございませんか。
委員	雇用創出ですが、ここにあがっているところは、社会福祉法人が多いですが、有資格者しか雇用しないとか、介護士の資格を持っている人しか雇用しないというところが多いです。資格がないがやっていきたいという人は、そういうところではないところで雇用されざるを得ないという問題があるのが現実のようです。今回こういう目的ならば、それだけの教育できるだけの場がある、人材があるのならば、資格を取っていきたいという方を優先的に採用してもらうこともお願いできたらと思います。
事務局	今回の施設整備に直接ということではありませんが、国から県にいろいろなお金が出ております。県が特例基金として積立て、それを財源として、今年度もこれからですが、県がヘルパー2級の資格取得の事業に取り組んでおりますし、市でも資格取得に向けた雇用創出事業に取り組んでいこうとしているところでございます。それだけではなく、市政だよりでも特集号を組んで、介護分野での資格取得を目指した働きかけをしております。ハローワークにも協力していただいています。色々な働きかけの中で、資格がないままで働き続けるというのは、なかなか難しいことですので、資格取得について力を入れて取り組んでいきます。各事業所にも情報を伝えていきます

	で、その情報を得ながら考えていただけると考えております。
委 員	介護事業所は、介護士の割合で、報酬が変わってくることがあるため、どうしても有資格者が欲しいというのは分かることです。今の話とは、相反することですので、バランスを取りながらというのが大切であると思います。
事務局	確かに現在、資格を取ろうとしながら働いている人もいます、今後そのように働きたいという方が出てくると思います。市としては、そういう人に何かの援助をしたいということで考えていますが、市の財源をあてることは難しいので、国や県から予算がでてくることを待ち望んでいます。要望しながら対応していきたいと考えております。
委 員	行政がすることよりも、社会福祉法人の側の協力という意味です。
事務局	全部の社会福祉法人ではありませんが、そういう取組をしているところもありますので、急ぐ問題ではありますが、すぐ結果が出るものではないので、またご意見を伺いたいと思いますのでよろしくお願いします。
委 員	これだけの増床があり雇用が増えれば、よいことであると思いますが、現実に新居浜市では、以前に地域密着型の小規模多機能型居宅介護事業所を認可したが、雇用が確保できないということで辞退した例がありますね。新居浜市として予算をとって人材育成に取り組んで、介護職員を育成する助成を検討すべきだと思います。
会 長	熱意のある人材をしっかり養成できるように、皆さんの意見として取り入れいただき、新居浜市も予算を作り実施できるよう検討してください。
委 員	資料2に記載されていますが、経営実態調査で、定員31人から50人と、51人から80人までで、収支差率がマイナス8%とプラス6.2%で、ものすごく幅があります。経営状況が地域の介護体制や介護保険財政に大きな影響を及ぼすとあるのですが、まさにそのとおりであると思います。これを経営者自体が、どのように考えてどのように努力するかによって、施設の収支差率も変わってくるように思いますが、行政としてはどのように考えていますか。
事務局	介護事業経営実態調査としては、定員30人が実態的に最も悪く、80人ぐらいになるとかなり安定してくるようです。施設の定員につきましても、介護保険事業計画で縛りがありますし、どの法人がどれだけ増やせるのか、事業展開できるのかは全てが要望どおりにならない状況です。市としては第4期の介護保険事業計画を進めていますが、事業者についてはすべて公募で受付をし、選定についても市民を含めた委員

	会で選定している状況です。新居浜市としてどう考えているかとのお尋ですが、今回の増床につきましては、定員規模のことが基礎となっておりますので、県において採択されるのもそのあたりがポイントとなると思います。
会長	その他に何かありますか。
委員	今回の地域密着型特別養護老人ホームの上乗せについては、全て既存の広域型施設の増床にまわすというお話ですが、これは全県的な流れですか。もう一点、既に第4期介護保険事業計画で地域密着型特別養護老人ホームに決定している法人がありますが、仮に広域型施設の増床が決定された場合は、既に決定している地域密着型特別養護老人ホームをどうするのかということの確認はされておいたほうがよいではと思います。3点目として、第4期計画数では、県内で581床のうち新居浜市が174床ということで新居浜市の割合が多いことから、今回の増床分の192床の上乗せ分についても新居浜市に少し多めにまわってくるということはないのでしょうか。
事務局	県内他市の状況ですが、1月29日に愛媛県に報告しなければならない期限になっておりまして、他市の状況は分かってはおりませんが、広域型施設の整備の上乗せがほとんどではないかと思います。 2点目の小規模特別養護老人ホームの第4期事業計画で、既に内定しております5法人につきましては、全て意向について聴取いたしました。その結果、全法人が、小規模特別養護老人ホームについても全て計画どおりにやりますということを確認しております。それに上乗せした形で広域型の増床が認められるのであればやりたいという意向です。 3点目につきましては、県が最終的には各市町の施設の整備状況、待機者の状況、これらを踏まえて、全県的な見地から市町の順位づけをします。新居浜市が20市町中何位なのかということは分かりかねますが、新居浜市については待機者の状況が良くなかったという状況がございます。第4期についてもその状態を解消すべく、施設整備を図るようにしていますので、そのあたりを県では判断していただけるのではないかと思います。
会長	意見のある方はいませんか。
委員	小規模特別養護老人ホームに内定している5法人が、一齊に施設を整備するとなると、おそらく介護職員が不足して大変なことになると思います。それと、介護の養成学校が、どんどん学生が減っていて、学校 자체がつぶれて、養成を辞めていたりします。資格がなくても福祉に熱心な人を雇って、将来介護福祉士に育てていくような方向になるよう各施設さんにお願いしたいと思っています。 それと、経営的に50人の特別養護老人ホームというのは、国のゴールドプランで、

	その当時は施設の数を増やすということで、採算的には80人くらいがよく、老人保健施設については採算の面から80人以上が多いですが、特別養護老人ホームについては50人定員で、施設の数を作りました。先日、厚生労働省が出た2015年の法人のあり方というものでは、新設の法人をあまり認めずに、既存法人を強くするというものでした。今回もその既存施設を強くするという流れで、増床を与えるのではないかと思います。定員が50人でも80人でも職員数的にはあまり変わりはないです。
会長	では、<その他>に移ります。
	<その他>
委員	計画については、今も5年先も元気な高齢者ることは語られていません。アンケート結果の中で、住環境の整備が図られておらず、公の交通機関がないと出ています。この会を何か月に一回は開くとか、新居浜市をよくするために委員の方が考えていることを発表できる会にしたいと思います。
会長	中身のある検討を今後はしていきたいと思います。
	<連絡>
事務局	第4期介護保険事業計画に基づきまして、地域密着型サービス事業者の公募をかけております。平成22年度事業といたしまして、グループホームを4施設、小規模多機能型居宅介護を4施設、今現在公募をいたしております。2月10日が締切となります。2月初旬に地域密着型サービス運営委員会で選定をいたしまして、2月の下旬か3月の初旬にはグループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所の運営を行う法人が決まるということです。新年度になります、事業を展開していくことになります。本協議会の次回の日程ですが、平成22年度の第1回の協議会でございますが、新年度になります開催したいと思います。内容については、第一点目として平成21年度の事業実績をご報告申し上げたいと考えております。平成22年度の地域密着型サービス事業者の公募結果についてと広域型施設の整備状況の県での選考結果についてご報告申し上げたいと思います。協議会の日程は連絡させていただきたいと考えております。
会長	他にございませんか。ご熱心にご協議いただきましてありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。